

## 静岡市中心市街地活性化推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 静岡市は、将来の本市の都市構造を踏まえて、静岡市中心市街地活性化基本計画を策定及び改定するに当たり、当該計画の案について必要な検討を行うとともに、当該計画が策定された後、当該計画を推進するため、静岡市中心市街地活性化推進本部（以下「本部」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 静岡市中心市街地活性化基本計画の案の検討に関すること。
- (2) 静岡市中心市街地活性化基本計画の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

### (組織)

第3条 本部は、別表第1に掲げる職にある者を本部員として組織する。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は副市長の職にある本部員を、副本部長は経済局長の職にある本部員をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の会務を総理し、本部を代表する。
- 4 本部長は、本部の会議の議長となる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐する。
- 6 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集する。ただし、本部長は、議題の内容により、本部員の一部を招集しないことができる。

- 2 本部長が必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (部会)

第6条 第2条に規定する本部の所掌事項に係る事前の調査及び調整を行うため、本部に中心市街地活性化部会（以下この条において「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、別表第2に掲げる職にある者を部会員として組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は経済局商工部長の職にある部会員を、副部会

長は経済局商工部商業労政課長の職にある部会員をもって充てる。

- 4 第4条第4項から第6項まで及び前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第4条第4項中「本部長」とあるのは「部会長」と、「本部の」とあるのは「部会の」と読み替え、同条第5項中「副本部長」とあるのは「副部会長」と、「本部長を」とあるのは「部会長を」と読み替え、同条第6項中「本部長に」とあるのは「部会長に」と、「本部長が」とあるのは「部会長が」と、「副本部長」とあるのは「副部会長」と読み替え、前条第1項中「本部の」とあるのは「部会の」と、「本部長」とあるのは「部会長」と、「本部長」とあるのは「部会長」と読み替え、同条第2項中「本部長」とあるのは「部会長」と、「本部長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(連絡会)

第7条 中心市街地活性化部会に提出する資料等の収集及び作成並びに関係施策の調整を行うため、連絡会を置く。

- 2 連絡会は、別表第3に掲げる課の所属職員のうちから所属長が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第8条 本部及び中心市街地活性化部会の庶務は、経済局商工部商業労政課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

| 職 名                 |
|---------------------|
| 経済局及び都市局の事務を担当する副市長 |
| 政策官                 |
| 経済局長                |
| 都市局長                |
| 総務局次長               |
| 総務局危機管理総室長          |
| 企画局次長               |
| 財政局財政部長             |
| 財政局税務部長             |
| 市民局次長               |
| 観光交流文化局次長           |
| 環境局次長               |
| 保健福祉長寿局健康福祉部長       |
| 子ども未来局次長            |
| 経済局商工部長             |
| 経済局農林水産部長           |
| 都市局都市計画部長           |
| 都市局建築部長             |
| 建設局土木部長             |
| 建設局道路部長             |
| 上下水道局水道部長           |
| 上下水道局下水道部長          |

別表第 2 (第 6 条関係)

| 職 名          |
|--------------|
| 経済局商工部長      |
| 総務局総務課長      |
| 総務局市長公室広報課長  |
| 総務局 ICT 推進課長 |

|                     |
|---------------------|
| 総務局危機管理課長           |
| 企画局企画課長             |
| 企画局アセットマネジメント推進課長   |
| 財政局財政部財政課長          |
| 財政局税務部税制課長          |
| 市民局男女共同参画課長         |
| 市民局生活安心安全課長         |
| 観光交流文化局観光・MICE 推進課長 |
| 観光交流文化局国際交流課長       |
| 観光交流文化局まちは劇場推進課長    |
| 観光交流文化局歴史文化課長       |
| 観光交流文化局文化財課長        |
| 観光交流文化局文化振興課長       |
| 観光交流文化局スポーツ振興課長     |
| 観光交流文化局スポーツ交流課長     |
| 環境局環境創造課長           |
| 保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課長  |
| 保健福祉長寿局健康福祉部高齢者福祉課長 |
| 子ども未来局子ども未来課長       |
| 子ども未来局こども園課長        |
| 経済局商工部産業政策課長        |
| 経済局商工部産業振興課長        |
| 経済局商工部商業労政課長        |
| 経済局海洋文化都市推進本部次長     |
| 経済局農林水産部農業政策課長      |
| 経済局農林水産部水産漁港課長      |
| 都市局都市計画部都市企画担当課長    |
| 都市局都市計画部交通政策課長      |
| 都市局都市計画部市街地整備課長     |
| 都市局都市計画部清水駅周辺整備課長   |

|                   |
|-------------------|
| 都市局都市計画部緑地政策課長    |
| 都市局都市計画部公園整備課長    |
| 都市局建築部建築総務課長      |
| 都市局建築部住宅政策課長      |
| 建設局土木部土木管理課長      |
| 建設局道路部道路保全課長      |
| 消防局警防部警防課長        |
| 上下水道局水道部水道総務課長    |
| 上下水道局下水道部下水道維持課長  |
| 教育委員会事務局教育局教育施設課長 |

別表第3 (第7条関係)

| 課 名                |
|--------------------|
| 総務局総務課             |
| 総務局市長公室広報課         |
| 総務局 ICT 推進課        |
| 総務局危機管理課           |
| 企画局企画課             |
| 企画局アセットマネジメント推進課   |
| 財政局財政部財政課          |
| 財政局税務部税制課          |
| 市民局男女共同参画課         |
| 市民局生活安心安全課         |
| 観光交流文化局観光・MICE 推進課 |
| 観光交流文化局国際交流課       |
| 観光交流文化局まちは劇場推進課    |
| 観光交流文化局歴史文化課       |
| 観光交流文化局文化財課        |
| 観光交流文化局文化振興課       |
| 観光交流文化局スポーツ振興課     |
| 観光交流文化局スポーツ交流課     |

|                    |
|--------------------|
| 環境局環境創造課           |
| 保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課  |
| 保健福祉長寿局健康福祉部高齢者福祉課 |
| 子ども未来局子ども未来課       |
| 子ども未来局こども園課        |
| 経済局商工部産業政策課        |
| 経済局商工部産業振興課        |
| 経済局商工部商業労政課        |
| 経済局海洋文化都市推進本部      |
| 経済局農林水産部農業政策課      |
| 経済局農林水産部水産漁港課      |
| 都市局都市計画部都市計画課      |
| 都市局都市計画部交通政策課      |
| 都市局都市計画部市街地整備課     |
| 都市局都市計画部清水駅周辺整備課   |
| 都市局都市計画部緑地政策課      |
| 都市局都市計画部公園整備課      |
| 都市局建築部建築総務課        |
| 都市局建築部住宅政策課        |
| 建設局土木部建設政策課        |
| 建設局土木部土木管理課        |
| 建設局道路部道路計画課        |
| 建設局道路部道路保全課        |
| 消防局警防部警防課          |
| 上下水道局水道部水道総務課      |
| 上下水道局下水道部下水道計画課    |
| 上下水道局下水道部下水道維持課    |
| 教育委員会事務局教育局教育施設課   |